



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

台湾 — 大気汚染防止に関する規制（その 2）

2018 年 4 月 25 日付 [Japan P&I News No.956](#) でご案内しましたとおり、2019 年 1 月 1 日より、台湾の次の港湾エリアに寄港する船舶は、硫黄含有量 0.5%以下の燃料油を使用することが義務付けられていますのでご注意ください。

Keelung、Taichung、Kaohsiung、Hualien、Taipei、Suao、Anping

以上